

一般社団法人成蹊会 役員等選任規程

制定 平成24年 6月14日
成蹊会理事会

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人成蹊会（以下、「成蹊会」という。）にとり重要な役職者の選任もしくはその候補者の推薦を行うにあたり、横断的に広い視野から積極的に適材を発掘し、審査、選考、推薦をより客観的、合理的なものとし、その選任もしくは推薦における公正性及び透明性をはかることを目的として、必要な事項を定める。

(推薦委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、成蹊会定款（以下、「定款」という。）第39条第1項に基づき、推薦委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、会長に対する常設の諮問委員会とする。

(推薦委員会の構成)

第3条 委員会は、推薦委員会委員（以下、「委員」という。）をもって構成する。委員は、12名以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。再任は、連続して5期を超えることはできない。

3 任期中に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

4 会長及び常務理事は、情報提供者かつ情報管理者として常に委員会に参画する。

5 成蹊会事務局は、委員会事務局の任にあたる。

(推薦委員会の運営)

第4条 委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員会を招集し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、または委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 委員選任後、委員長が互選されるまでの間の委員長職務は前委員長が行い、前委員長が委員を退任した場合は、会長が代行する。

5 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

ただし、当該議事につき書面をもって、予め意思を表示した者は、出席者とみなす。

6 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

7 委員長は、委員会の議事内容を記載した文書（議事録等）を作成し、速やかに会長に提出しなければならない。

(推薦委員会委員の選任)

第5条 委員は、成蹊会役員を除く正会員の中から理事会の決議で選任し、会長が委嘱する。

2 委員の選任については、可能な限り各学校及び学部同窓会から1名を選任するものとする。同一の学校または学部同窓会からの選任は、2名を限度とする。

3 委員は、その任期中、被推薦人の資格を停止される。任期中に辞任等により委員でなくなった場合も、その当初の任期が終了するまでの間は、同様とする。

(推薦委員会の職務)

第6条 委員会は、会長の委嘱に基づき、次の役職候補者の審査及び選考を行い、推薦の答申をする。

(1) 成蹊会理事

(2) 成蹊会監事

(3) 成蹊学園評議員（学校法人成蹊学園寄附行為第22条第2項に基づく）

(4) 前各号の他会長から委嘱された役職

2 委員会は、可能な限り一つの役職につき、その定数を超える数の候補者を推薦するものとする。

3 委員は、委員会で得た役職候補者に関する情報及び委員会における評議、議決等に関する情報を漏洩してはならない。

(答申の尊重)

第7条 会長は、委員長から役職候補者の推薦の答申を受けたときは、その内容を尊重して候補者を選考し、理事会に諮るものとする。

(規則及び準用)

第8条 本規程の実施に必要な事項については、会長が規則にて別途定める。

2 本規程に定めるほか、委員会の組織及び運営については、本規程と矛盾しない限度で、成蹊会委員会規程を準用する。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。